

7 年承認第 1 号

専決処分の承認について

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例（令和 7 年瀬戸市条例第 2 2 号）
については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の
規定に基づき、次のとおり専決処分した。

よって、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 9 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、
瀬戸市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第２２号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和４０年瀬戸市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市民税の申告) 第３６条の２　＜省略＞ ２から９まで　＜省略＞ １０　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第２３条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から３０日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号） <u>第２条第１６項</u> に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の	(市民税の申告) 第３６条の２　＜省略＞ ２から９まで　＜省略＞ １０　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第２３条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から３０日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号） <u>第２条第１５項</u> に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の

方法の申出)	方法の申出)
第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項に規定する法人番号をいう。</u> <u>以下固定資産税について同じ。</u>）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)から(4)まで <省略> 2 <省略> （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.125リ</u>	第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)から(4)まで <省略> 2 <省略> （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

<u>ットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>(ウに掲げるものを除く。)</u>又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ <省略> (2)及び(3) <省略> (種別割の減免) 第89条 <省略> 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) <省略> (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)及び(4) <省略> (5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u> (6)から(8)まで <省略> 3 <省略>	ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ <省略> (2)及び(3) <省略> (種別割の減免) 第89条 <省略> 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) <省略> (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)及び(4) <省略> (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)から(8)まで <省略> 3 <省略>
--	--

(身体障害者等に対する種別割の減免)	(身体障害者等に対する種別割の減免)
第90条 <省略>	第90条 <省略>
2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。	2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。
(1)から(4)まで <省略>	(1)から(4)まで <省略>
(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第	(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期

<u>2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) <省略> <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない</u> <u>4</u> <省略> <u>5</u> <省略> (鉱産税の申告納付等) 第105条 鉱産税の納税者は、毎月1日から末日までの間において掘採した鉱物について、次に掲げる事項を、翌月10日から末日の間において市長に申告するとともに申告した税金を納付しなければならない。 (1) <省略> (2) 氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)から(6)まで <省略> 2 <省略> (特別土地保有税の減免) 第139条の3 <省略>	限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) <省略> <u>3</u> <省略> <u>4</u> <省略> (鉱産税の申告納付等) 第105条 鉱産税の納税者は、毎月1日から末日までの間において掘採した鉱物について、次に掲げる事項を、翌月10日から末日の間において市長に申告するとともに申告した税金を納付しなければならない。 (1) <省略> (2) 氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)から(6)まで <省略> 2 <省略> (特別土地保有税の減免) 第139条の3 <省略>
---	---

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)及び(3) <省略> 3 <省略> 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 <省略> 2から15まで <省略> 16 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。 17及び18 <省略> （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 <省略> 2から12まで <省略> 13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149	2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)及び(3) <省略> 3 <省略> 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 <省略> 2から15まで <省略> 16 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。 17及び18 <省略> （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 <省略> 2から12まで <省略>
---	---

号) 第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。	
<u>14</u> <省略>	<u>13</u> <省略>
第25条の5 法附則第15条第1項、第13項、第14項、第19項、第32項若しくは第33項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。	第25条の5 法附則第15条第1項、第13項、第14項、第19項、第32項、若しくは第34項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。

）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。